

# 水文・水資源学会表彰規程運用内規

平成5年10月7日理事会申し合わせ  
平成11年4月19日理事会修正  
平成16年8月19日理事会修正  
平成17年12月23日理事会修正  
平成19年12月5日理事会修正  
令和5年12月26日理事会修正

1. 規程第9条第2項に規定する委員の数は、概ね10名とする。
2. 規程第9条第4項により選任された主査は、論文奨励賞の選考に関しては、表彰候補者の論文の専門分野を勘案して、必要な数の査読専門委員を委嘱することができる。
3. 表彰専攻の日程は、概ね次の通りとする。
  - (1) 学会誌広告 1月
  - (2) 表彰候補者の公募及び審議原案の締切り 4月末日
  - (3) 選考委員、主査及び査読専門委員等による審査 5月
  - (4) 表彰推薦者決定のための表彰選考委員会の開催 6月
  - (5) 表彰者決定のための理事会の開催
  - (6) 特別功労賞の表彰選考の手続きは、随時行うものとする。
4. 功績賞及び学術賞の推薦については、次の事項を記載した文書及び資料等を調製させるものとする。
  - (1) 被推薦者の氏名、住所、所属及び略歴
  - (2) 表彰の対象となる功績（多年又は生涯の業績等）又は学術業績（原則として前10カ年間に発表された主な論文若しくは著作のタイトル、頁数、発表年月、発表手段等を記載する）
  - (3) 推薦理由書（千字以内）
  - (4) その他参考となる資料等
5. 論文賞及び論文奨励賞の推薦については、次の事項を記載した文書及び資料を調製させるものとする。
  - (1) 被推薦者の氏名、住所、所属及び略歴
  - (2) 表彰の対象とする論文名（原則として前3カ年間に本会学会誌又はこれに準ずる刊行物に発表された論文）
  - (3) 推薦理由書（千字以内）及び共著者がある場合には被推薦者の対象論文への貢献度に関する説明書
  - (4) その他参考となる資料
6. 特別功労賞の推薦については、会員は、次の事項を記載した文書及び資料を調製し、表彰選考委員会に提案するものとする。
  - (1) 被推薦者の氏名、略歴、関係者の連絡先
  - (2) 推薦者の氏名、所属、連絡先
  - (3) 表彰の対象となる功労の内容
  - (4) 推薦理由（千字以内）
  - (5) その他参考となる資料等
7. 規程第2条第2項に規定する副賞は、功績賞および学術賞にあつては1件に

つき10万円、論文賞（全著者合計）、論文奨励賞、国際賞、特別功労賞および学術出版賞（主な著者合計）にあつては1件につき5万円の賞金又はこれに相当する価額の物品とする。さらに論文奨励賞受賞者には、受賞年度からの7年度間のうちに若手国際研究集会参加助成制度に1回のみ申請する権利を副賞とする。

付則：平成5年10月7日理事会申し合わせの「水文・水資源学会表彰規程運用内規」は廃止する。

付則：平成11年4月19日理事会修正「水文・水資源学会表彰規程運用内規」は廃止する。

付則：令和5年12月26日理事会修正による若手国際集会参加助成制度の運用のため、運用内規を別途定める。

付則：令和5年12月26日理事会修正による若手国際集会参加助成制度への申込権利を2018～2023年度受賞者に対しても、2029年度末までを期限として副賞とする。

《注》

1. 「表彰選考委員会内規」は、必要があれば当該委員会がその都度決めるものとするが、当面はこの「表彰規程運用内規」により、その詳細は委員会等の裁量に任せる。
2. 選考委員会の委員は、各分野を網羅するため（複数の必要も含め）、10名程度が妥当である。
3. 部会を置くことは、本規程の予想しないところであり（選考委員会が横断的に、かつ、責任をもって審査する建前である）、また、煩瑣にわたるおそれがあるので、最小限度のものとしては、主査の裁量により論文査読専門委員（「専門」とするのは、職責上は本委員と区別するためであるが、本委員が兼ねることを妨げない）を委嘱することができるものとする。
4. 審査用の文書、資料等は、広告公募によるものを考慮して、一定の書式を作成する（学会誌広告において統一する）。
5. 学術賞、論文賞、国際賞および学術出版賞は毎年1件程度、論文奨励賞は毎年3件程度以内を原則として想定し、功績賞及び特別功労賞は毎年の選考委員会等の裁量に任せる。

# 水文・水資源学会表彰規程運用内規（修正前）

平成5年10月7日理事会申し合わせ平成  
11年4月19日理事会修正  
平成16年8月19日理事会修正  
平成17年12月23日理事会修正

1. 規程第9条第2項に規定する委員の数は、概ね10名とする。
2. 規程第9条第4項により選任された主査は、論文奨励賞の選考に関しては、表彰候補者の論文の専門分野を勘案して、必要な数の査読専門委員を委嘱することができる。
3. 表彰専攻の日程は、概ね次の通りとする。
  - (1) 学会誌広告 1月
  - (2) 表彰候補者の公募及び審議原案の締切り 4月末日
  - (3) 選考委員、主査及び査読専門委員等による審査 5月
  - (4) 表彰推薦者決定のための表彰選考委員会の開催 6月
  - (5) 表彰者決定のための理事会の開催
  - (6) 特別功労賞の表彰選考の手続きは、随時行うものとする。
4. 功績賞及び学術賞の推薦については、次の事項を記載した文書及び資料等を調製させるものとする。
  - (1) 被推薦者の氏名、住所、所属及び略歴
  - (2) 表彰の対象となる功績（多年又は生涯の業績等）又は学術業績（原則として前5ヵ年間に発表された論文若しくは著作のタイトル、頁数、発表年月、発表手段等を記載する）
  - (3) 推薦理由書（千字以内）
  - (4) その他参考となる資料等
5. 論文奨励賞の推薦については、次の事項を記載した文書及び資料を調製させるものとする。
  - (1) 被推薦者の氏名、住所、所属及び略歴
  - (2) 表彰の対象とする論文名（原則として前3ヵ年間に本会学会誌又はこれに準ずる刊行物に発表された論文）
  - (3) 推薦理由書（千字以内）及び共著者がある場合には被推薦者の対象論文への貢献度に関する説明書
  - (4) その他参考となる資料
6. 特別功労賞の推薦については、会員は、次の事項を記載した文書及び資料を調製し、表彰選考委員会に提案するものとする。
  - (1) 被推薦者の氏名、略歴、関係者の連絡先
  - (2) 推薦者の氏名、所属、連絡先
  - (3) 表彰の対象となる功労の内容
  - (4) 推薦理由（千字以内）
  - (5) その他参考となる資料等
7. 規程第2条第2項に規定する副賞は、功績賞及び学術賞にあつては1件につき10万円、特別功労賞にあつては1件につき5万円、論文奨励賞及び国際賞にあつては1件につき5万円の賞金又はこれに相当する価額の物品とする。

付則：平成5年10月7日理事会申し合わせの「水文・水資源学会表彰規程運用内規」は廃止する。

付則：平成11年4月19日理事会修正「水文・水資源学会表彰規程運用内規」は廃止する。

《注》

1. 「表彰選考委員会内規」は、必要があれば当該委員会がその都度決めるものとするが、当面はこの「表彰規程運用内規」により、その詳細は委員会等の裁量に任せる。
2. 選考委員会の委員は、各分野を網羅するため（複数の必要も含め）、10名程度が妥当である。
3. 部会を置くことは、本規程の予想しないところであり（選考委員会が横断的に、かつ、責任をもって審査する建前である）、また、煩瑣にわたるおそれがあるので、最小限度のものとしては、主査の裁量により論文査読専門委員（「専門」とするのは、職責上は本委員と区別するためであるが、本委員が兼ねることを妨げない）を委嘱することができるものとする。
4. 審査用の文書、資料等は、広告公募によるものを考慮して、一定の書式を作成する（学会誌広告において統一する）。
5. 学術賞は、毎年1～2件、論文奨励賞は毎年3～4件を想定し（功績賞及び国際賞、特別功労賞は毎年の該当者は必ずしもないものと思われる）、かつ、表彰区分の重みを考慮して、賞金等の額に差を設けるものとする。